



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則	文化スポーツ局博物館事業課	1
規則	神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則	福祉局国保年金医療課	3
規則	神戸市消防本部消防職員委員会規則の一部を改正する規則	消防局総務部職員課	11
訓令甲	神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	福祉局国保年金医療課	12
告示	神戸市指定有形文化財の指定の解除	文化スポーツ局文化財課	16
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	18
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	19
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	20
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	21
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	22
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	23
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	24
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	26
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	30
告示	道路法による道路の区域変更(市道 天神川垂水駅福田川線)	建設局道路管理課	32
告示	道路法による道路の認定及び廃止(市道 北西山65号線他)	建設局道路管理課	33
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(ネンリントウン建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	35
公告	大規模小売店舗立地法第8条第2項による意見書((仮称)ハローズ本多聞店)	経済観光局経済政策課	36
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局まち再生推進課	37
公告	開発行為に関する工事の完了(西区竜が岡3丁目)	都市局都市計画課	38
公告	神戸国際港都建設下水道事業の認可に係る図書の写しの縦覧(神戸市公共下水道)	都市局都市計画課	39
公告	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	40
選挙管理委員会	神戸市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨	選挙管理委員会事務局	41
選挙管理委員会	神戸市議会議員補欠選挙(東灘区選挙区及び北区選挙区)における候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨	選挙管理委員会事務局	48
人事委員会	昇任の選考に関する規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	57
人事委員会	神戸市職員の定年等に関する条例施行規則等の一部改正する規則	人事委員会事務局任用課	61

神戸市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第41号

神戸市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立博物館条例施行規則（令和2年3月規則第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>(特別利用券)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 定期券は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる料金を納めた者に対して発行するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学生</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p> <p>3～10 [略]</p>	区分	料金	大学生	2,000円	一般	4,000円	<p>(特別利用券)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 定期券は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる料金を納めた者に対して発行するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学生</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p> <p>3～10 [略]</p>	区分	料金	大学生	1,500円	一般	3,000円
区分	料金												
大学生	2,000円												
一般	4,000円												
区分	料金												
大学生	1,500円												
一般	3,000円												

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第42号

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則（市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

第1条 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（後期高齢者医療に関する事務の委任）</p> <p>第54条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる後期高齢者医療に関する事務は、区長に委任する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 保険料その他<u>諸収入金に係る証明に関すること。</u></p>	<p>（後期高齢者医療に関する事務の委任）</p> <p>第54条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる後期高齢者医療に関する事務は、区長に委任する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 保険料その他<u>徴収金の徴収に関すること</u>（特別徴収義務者に係る徴収及び滞納整理に関することを除</p>

	く。)。
--	-------

(会計規則の一部改正)

第2条 神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2(第3条関係)				別表第2(第3条関係)			
(1) 会計管理者の所管に係るもの				(1) 会計管理者の所管に係るもの			
組織	出納員	分任出 納員	備考	組織	出納員	分任出 納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所総務 部保険年金 医療課	[略]	[略]	国民健康 保険料及び 後期高齢者医 療保険料(以下 「国民健康保 険料等」	区役所総務 部保険年金 医療課	[略]	[略]	国民健康 保険料の収 納に限る。金 銭登録機に よる収納は、 出納員に限 る。

			と い う。)の 収 納 に 限 る。金 銭 登 録 機 に よ る 収 納 は、出 納 員 に 限 る。				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
須磨区役所 北須磨支所 保険年金医 療課	[略]	[略]	国 民 健 康 保 険 料 等 の 収 納 に 限 る。金 銭 登 録 機 に よ る 収 納 は、出 納 員 に 限 る。	須磨区役所 北須磨支所 保険年金医 療課	[略]	[略]	国 民 健 康 保 険 料 の 収 納 に 限 る。金 銭 登 録 機 に よ る 収 納 は、 出 納 員 に 限 る。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(2)～(4) [略]				(2)～(4) [略]			

(公印規則の一部改正)

第3条 神戸市公印規則(昭和52年3月規則第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第2(第3条、第10条関係)						別表第2(第3条、第10条関係)					
様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主管 課	様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主管 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
38 の 3	保険 年金 医療 課専用 市長の 印	[略]	[略]	国民健康 保険及び 後期高齢 者医療に 係る保険 料その他 の収入金 の賦課 (保険料 率の決定 に関する	福祉局介 護保険 課、国保 年金医療 課、各区 役所(北 神区役所 を除く。) 総務部保 険年金医 療課及び	38 の 3	国民 健康 保険 専用 市長 の印	[略]	[略]	保険料そ の他の収 入金の賦 料率の決 定に関する ことを除 く。)及 び徴収並 びに保険 料その他	福祉局国 保年金医 療課、各 区役所 (北神区 役所を除 く。)総務 部保険年 金医療課 及び須磨 区役所北

				ことを除く。)及び徴収に関する事務	須磨区役所北須磨支所保険年金医療課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

	の印			の徴収金の徴収の嘱託及び嘱託を受けることに関する事務	須磨支所保険年金医療課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第4 (第5条、第10条関係)

別表第4 (第5条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
68	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				北神区役所及び区役所支所	[略]

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
68	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				北神区役所及び区役所支所	[略]

			<p>において 行う次に 掲げる事 務</p> <p>(1)、(2) [略]</p>				<p>において 行う次に 掲げる事 務</p> <p>(1)、(2) [略]</p>
			<p>(3) ~ (8) [略]</p>				<p>(3) 老人 保健医 療に関 する事 務</p> <p>(4) ~ (9) [略]</p>
			<p>区役所福祉局介 (北神区護保 役所を除課、国保 く。)にお年金医療 いて行う課、各区 次に掲げ役所(北 る業務 神区役所 (1)、(2)を除く。) [略] 総務部保 (3) 後期 険年金医 高 齢 者 療 課 医 療 の 証 明 に 関 する 事 務</p>				<p>区役所福祉局国 (北神区保年金医 役所を除療課、各 く。)にお区役所 いて行う (北神区 次に掲げ役所を除 る業務 く。)総務 (1)、(2)部保険年 [略] 金医療課</p>

69	[略]	[略]	[略]	区役所福祉局介 (北神区護保 役所を除課、国保 く。)にお年金医療 いて行う課、各区 次に掲げ役所(北 る事務神区役所 (1)、(2)を除く。) [略] 総務部保 険年金医 療課 (3)～(6) [略] (7) 後期 高齢者 医療に 関する 事務(保 険料の 徴収に 関する ことを 除く。)	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

69	[略]	[略]	[略]	区役所福祉局国 (北神区保年金医 役所を除療課、各 く。)にお区役所 いて行う(北神区 次に掲げ役所を除 る事務く。)総務 (1)、(2)部保険年 [略] 金医療課 (3) 老人 保健医 療に関 する事 務 (4)～(7) [略] (8) 後期 高齢者 医療に 関する 事務	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

]]]]			
---	--	---	--	--	--	---	--	---	--	--	--

様式第38の3を次のように改める。

様式第38の3

保 険 年 金 医 療 課
神 戸 市
長 之 印 (番 号)
専 用

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。

神戸市消防本部消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第43号

神戸市消防本部消防職員委員会規則の一部を改正する規則

神戸市消防本部消防職員委員会規則（平成8年9月規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（会議）</p> <p>第5条 委員会は、毎年度 <u>1回以上</u> 会議を開くものとする。</p> <p>2～7 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（会議）</p> <p>第5条 委員会は、毎年度の <u>前半に1回</u> を常例として会議を開くとともに、<u>委員長が必要があると認めるときに</u> 会議を開くものとする。</p> <p>2～7 [略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓令甲第7号

庁 中 一 般
 区 役 所
 事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（局長の専決事項）</p> <p>第4条 局長の専決事項は、次のとおり（建設局長にあつては、建設局湾岸・広域幹線道路本部長、都市局長にあつては、都市局都心再整備本部長の専決事項に係るものを除く。）とする。この場合において、局長（組織の事務を主管する局長を除く。）は、自</p>	<p style="text-align: center;">（局長の専決事項）</p> <p>第4条 局長の専決事項は、次のとおり（建設局長にあつては、建設局湾岸・広域幹線道路本部長、都市局長にあつては、都市局都心再整備本部長の専決事項に係るものを除く。）とする。この場合において、局長（組織の事務を主管する局長を除く。）は、自</p>

らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、局長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない局長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

局長共通専決事項～文化スポーツ
局長専決事項 [略]

福祉局長専決事項

(1)～(18) [略]

(19) 後期高齢者医療に係る保険料の不納欠損処分に関すること(行財政局税務部部長(市税徴収担当)の専決事項に属するものを除く。)

健康局長専決事項～港湾局長専決事項 [略]

(課長、課内室長及び課内所長の専決事項)

第7条 課長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、課内室長及び課内所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについ

らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、局長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない局長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

局長共通専決事項～文化スポーツ
局長専決事項 [略]

福祉局長専決事項

(1)～(18) [略]

健康局長専決事項～港湾局長専決事項 [略]

(課長、課内室長及び課内所長の専決事項)

第7条 課長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、課内室長及び課内所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについ

て、課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長、課内室長及び課内所長共通専決事項～福祉局介護保険課長専決事項 [略]

福祉局介護保険課課長（介護医療事務センター担当）専決事項

後期高齢者医療に係る保険料その他諸収入金の徴収に関すること（神戸市介護医療事務センターにおける届出及び申請の受理、審査、登録、発行、報告その他これらに類するものに限る。）。

福祉局国保年金医療課長専決事項～港湾局海岸防災課課長（整備担当）専決事項 [略]

（区役所等の課長の専決事項）

第12条 区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員

て、課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長、課内室長及び課内所長共通専決事項～福祉局介護保険課長専決事項 [略]

福祉局介護保険課課長（介護医療事務センター担当）専決事項

後期高齢者医療に係る保険料その他諸収入金の徴収に関すること（神戸市介護医療事務センターにおける届出及び申請の受理、審査、登録、発行、報告その他これらに類するものに限る。）。

福祉局国保年金医療課長専決事項～港湾局海岸防災課課長（整備担当）専決事項 [略]

（区役所等の課長の専決事項）

第12条 区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員

に關することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

区役所の課長共通専決事項～区役所（北神区役所を除く。）総務部市民課長専決事項 [略]

区役所（北神区役所を除く。）総務部保険年金医療課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 後期高齢者医療に係る保険料その他諸収入金の徴収に關すること（特別徴収義務者に係る徴収に關すること及び福祉局介護保険課課長（介護医療事務センター担当）の専決事項に屬するものを除く。）（保険年金医療課長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部保健福祉課長専決事項～須磨区役所北須磨支所生活支援課長専決事項 [略]

に關することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

区役所の課長共通専決事項～区役所（北神区役所を除く。）総務部市民課長専決事項 [略]

区役所（北神区役所を除く。）総務部保険年金医療課長専決事項

(1)、(2) [略]

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部保健福祉課長専決事項～須磨区役所北須磨支所生活支援課長専決事項 [略]

附 則

この訓令は、令和8年3月23日から施行する。

神戸市告示第541号

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月31日条例第50号）第7条第1項の規定により、次のように神戸市指定有形文化財の指定を解除する。

令和8年3月17日

神戸市長 久元喜造

種類	名称	数量	所有者	所在地
絵画	絹本著色月菴宗光禪師頂相	1幅	宗教法人 禅昌寺	神戸市須磨区禅昌寺町 2丁目5-1
工芸品	九条袈裟 伝月庵宗光所用	1肩	宗教法人 禅昌寺	神戸市須磨区禅昌寺町 2丁目5-1

神戸市告示第542号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月17日

神戸市長 久元喜造

1 はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新)板倉 恵子 (ハピネス訪問 鍼灸マッサージ 灘院)	板倉 恵子	神戸市灘区王子町1丁目1番3号	令和8年1月 1日
(旧)小泉 恵子 (ハピネス訪問 鍼灸マッサージ 灘院)			

神戸市告示第543号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月17日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
舞子台あんしんすこやかセンター	(新)神戸市垂水区舞子台7丁目2番1号 (旧)神戸市垂水区舞子台7丁目3番7号	医療法人 浩生会	神戸市垂水区舞子台7丁目2番1号	令和7年11月1日	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント
ケアプランセンタースリール	(新)神戸市灘区備後町5丁目3番1号 (旧)神戸市灘区桜口町5丁目1番1号	株式会社 ヒナコーポレーション	神戸市灘区備後町5丁目3番1号	令和6年12月17日	居宅介護支援 (ケアプラン作成)
プロップライフ	(新)神戸市東灘区魚崎北町5丁目3番16号 (旧)神戸市東灘区向洋町中6丁目9番6号	株式会社 プロップサービス	東京都港区赤坂4丁目9番19号	令和5年5月1日	訪問介護 訪問型サービス (独自)
かなうの介護	(新)神戸市北区惣山町2丁目8番8号 (旧)神戸市北区緑町7丁目3番7号	KANAU合同会社	神戸市北区広陵町1丁目135番地	令和8年1月1日	訪問介護

神戸市告示第544号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月17日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
(新)おとなとこどもの歯 医者さん よしえ歯科・矯 正歯科 (旧)吉江歯科クリニック	神戸市西区井吹台西町3丁目5番4号	令和8年1月1日

神戸市告示第545号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月17日

神戸市長 久元喜造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
森山 忍（まごころマッサージ院）	森山 忍	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和8年2月6日
川崎 太郎（まごころマッサージ院）	川崎 太郎	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和8年2月6日
山本 由美子（兵庫大開治療院）	山本 由美子	神戸市長田区二番町1丁目18番1号	令和8年2月1日

2. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
森山 忍（まごころマッサージ院）	森山 忍	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和8年2月6日
川崎 太郎（まごころマッサージ院）	川崎 太郎	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和8年2月6日
山本 由美子（兵庫大開治療院）	山本 由美子	神戸市長田区二番町1丁目18番1号	令和8年2月1日
永安 由菜（ミナトケア訪問鍼灸マッサージ院）	永安 由菜	神戸市垂水区中道5丁目1番3号	令和8年2月1日
大久保 美穂（ミナトケア訪問鍼灸マッサージ院）	大久保 美穂	神戸市垂水区中道5丁目1番3号	令和8年2月1日

神戸市告示第546号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月17日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
山本クリニック	神戸市長田区松野通2丁目2番34	令和8年1月31日
六甲福社会メンタルクリニック	神戸市東灘区深江本町3丁目9番1号	令和8年1月31日
楠公堂薬局	神戸市兵庫区塚本通8丁目1番12号	令和8年1月31日
神戸国際医療連携クリニック	神戸市中央区加納町1丁目3番2号	令和8年1月17日

神戸市告示第547号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
看護クラーク神戸垂水	神戸市西区白水3丁目3番8号	令和8年2月1日
つむぎ薬局	神戸市兵庫区塚本通8丁目1番地12	令和8年2月1日
神戸みらい予防クリニック	神戸市中央区北長狭通4丁目6番15号	令和8年3月1日
おかもと乳腺クリニック	神戸市東灘区本山中町3丁目9番4号	令和8年3月1日
神戸岡本すずらん歯科クリニック	神戸市東灘区本山北町3丁目5番9号	令和8年3月1日
調剤薬局ツルハドラッグ 神戸青木駅前	神戸市東灘区北青木3丁目2番3号	令和8年3月1日
新長田駅前しらいクリニック	神戸市長田区松野通2丁目2番34号	令和8年2月1日

神戸市告示第548号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和8年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2895100226	ライフケア ぽぷら	兵庫県神戸 市中央区二 宮町3丁目 1-10	朱史株式会 社	兵庫県神戸 市東灘区本 山北町4丁 目9番6号	令和8年2 月1日	地域密着型 通所介護

神戸市告示第549号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和8年3月17日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870104078	ベネッセ介護センター 本山	兵庫県神戸市東灘区田中町一丁目15番5号 メインステージ本山 601号室	株式会社ベネッセスタイルケア	東京都新宿区西新宿新宿モノリス（5階）二丁目3番1号 新宿モノリスビル	令和8年2月1日	介護予防訪問サービス
2870104078	ベネッセ介護センター 本山	兵庫県神戸市東灘区田中町一丁目15番5号 メインステージ本山 601号室	株式会社ベネッセスタイルケア	東京都新宿区西新宿新宿モノリス（5階）二丁目3番1号 新宿モノリスビル	令和8年2月1日	生活支援訪問サービス
2870203383	訪問介護ステーション LEON	兵庫県神戸市灘区岩屋北町7丁目2番地18 ダンディライオン灘 404号室	株式会社PlusFactory	兵庫県神戸市中央区磯上通8丁目1番29号 カサベラビルC&M 403	令和8年2月1日	介護予防訪問サービス
2870203391	ケアサポートシンバ	兵庫県神戸市灘区友田町一丁目1番5号 プリユネ六甲2階号室	合同会社真葉	兵庫県神戸市灘区友田町一丁目1番5号 プリユネ六甲2階号室	令和8年2月1日	介護予防訪問サービス

令和8年3月17日 神戸市公報第3954号

2875004505	訪問介護事業所くろーばーケア	兵庫県神戸市北区西大池1丁目 34-18 大池駅前マンション203号室	合同会社くろーばー	兵庫県神戸市北区西大池2丁目 21-59	令和8年2月1日	介護予防訪問サービス
2875104693	朱史ケアセンター	兵庫県神戸市中央区二宮町3丁目 1-10	朱史株式会社	兵庫県神戸市東灘区本山北町四丁目9番6号	令和8年2月1日	介護予防訪問サービス
2875104693	朱史ケアセンター	兵庫県神戸市中央区二宮町3丁目 1-10	朱史株式会社	兵庫県神戸市東灘区本山北町四丁目9番6号	令和8年2月1日	生活支援訪問サービス
2875205607	介護クラーク神戸垂水	兵庫県神戸市西区白水3丁目3番8号 ベルフォーレ202号室	株式会社シーユーシー・ホスピス	東京都港区芝浦三丁目1番1号	令和8年2月1日	介護予防訪問サービス
2895100226	ライフケアぽぷら	兵庫県神戸市中央区二宮町3丁目 1-10	朱史株式会社	兵庫県神戸市東灘区本山北町4丁目9番6号	令和8年2月1日	介護予防通所サービス
2871002073	羽衣入浴リラクテイプールトワ	兵庫県芦屋市春日町8-4 プラントアン芦屋101	株式会社プールトワ	兵庫県西宮市羽衣町7-20 山本ビル1階	令和8年2月1日	介護予防通所サービス

神戸市告示第550号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和8年3月17日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2855280026	介護老人保健施設ハーベスピア	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前 1432-1	医療法人社団仁有会	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前 1432番地1	令和8年2月1日	介護予防訪問リハビリテーション
2855280026	介護老人保健施設ハーベスピア	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前 1432-1	医療法人社団仁有会	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前 1432番地1	令和8年2月1日	訪問リハビリテーション
2860190574	夢サラダ訪問看護ステーション甲南ブランチ	兵庫県神戸市東灘区甲南町3-2-2 LaGalette 5F	有限会社ルイズオデイエ	兵庫県神戸市東灘区甲南町3-2-2 LaGalette 5F	令和8年2月1日	介護予防訪問看護
2860190574	夢サラダ訪問看護ステーション甲南ブランチ	兵庫県神戸市東灘区甲南町3-2-2 LaGalette 5F	有限会社ルイズオデイエ	兵庫県神戸市東灘区甲南町3-2-2 LaGalette 5F	令和8年2月1日	訪問看護

令和8年3月17日 神戸市公報第3954号

2865290726	訪問看護ステーション ふらっと神戸西	兵庫県神戸市西区池上3丁目7-1 グランフォーレ池上207	合同会社エムケアーズ	兵庫県神戸市中央区栄町通2丁目4番13号701	令和8年2月1日	介護予防訪問看護
2865290726	訪問看護ステーション ふらっと神戸西	兵庫県神戸市西区池上3丁目7-1 グランフォーレ池上207	合同会社エムケアーズ	兵庫県神戸市中央区栄町通2丁目4番13号701	令和8年2月1日	訪問看護
2865290734	看護クラーク神戸垂水	兵庫県神戸市西区白水3丁目3番8号 ベルフォーレ202号室	株式会社シーユーシー・ホスピス	東京都港区芝浦三丁目1番1号	令和8年2月1日	介護予防訪問看護
2865290734	看護クラーク神戸垂水	兵庫県神戸市西区白水3丁目3番8号 ベルフォーレ202号室	株式会社シーユーシー・ホスピス	東京都港区芝浦三丁目1番1号	令和8年2月1日	訪問看護
2870104078	ベネッセ介護センター 本山	兵庫県神戸市東灘区田中町一丁目15番5号 メインステージ本山 601号室	株式会社ベネッセスタイルケア	東京都新宿区西新宿新宿モノリス(5階)二丁目3番1号 新宿モノリスビル	令和8年2月1日	居宅介護支援
2870104078	ベネッセ介護センター 本山	兵庫県神戸市東灘区田中町一丁目15番5号 メインステージ本山 601号室	株式会社ベネッセスタイルケア	東京都新宿区西新宿新宿モノリス(5階)二丁目3番1号 新宿モノリスビル	令和8年2月1日	訪問介護

令和8年3月17日 神戸市公報第3954号

2870203375	羽衣ケアプ ランセンタ ーさくらみ ち	兵庫県神戸 市灘区神ノ 木通3丁目 3-16 1F	株式会社ベ ビーリーフ	兵庫県西宮 市羽衣町2 -7	令和8年2 月1日	介護予防支 援
2870203375	羽衣ケアプ ランセンタ ーさくらみ ち	兵庫県神戸 市灘区神ノ 木通3丁目 3-16 1F	株式会社ベ ビーリーフ	兵庫県西宮 市羽衣町2 -7	令和8年2 月1日	居宅介護支 援
2870203383	訪問介護ス テーション LEON	兵庫県神戸 市灘区岩屋 北町7丁目 2番地18 ダンディラ イオン灘 404号室	株式会社P lusFactory	兵庫県神戸 市中央区磯 上通8丁目 1番29号 カサベラビ ルC&M 403	令和8年2 月1日	訪問介護
2870203391	ケアサポー トシンバ	兵庫県神戸 市灘区友田 町一丁目1 番5号プリ ュネ六甲2 階号室	合同会社真 葉	兵庫県神戸 市灘区友田 町一丁目1 番5号プリ ュネ六甲2 階号室	令和8年2 月1日	訪問介護
2875004497	居宅介護支 援리카バリ ー	兵庫県神戸 市北区山田 町原野字樋 詰23番地	合同会社リ カバリー	兵庫県神戸 市北区山田 町原野字樋 詰23番地	令和8年2 月1日	居宅介護支 援
2875004505	訪問介護事 業所くろー ばーケア	兵庫県神戸 市北区西大 池1丁目 34-18 大池 駅前マンシ ョン203号 室	合同会社く ろーばー	兵庫県神戸 市北区西大 池2丁目 21-59	令和8年2 月1日	訪問介護

令和8年3月17日 神戸市公報第3954号

2875104685	ケアプラン センター felicia	兵庫県神戸 市中央区北 長狭通4丁 目9 -23-101	合同会社ロ イヤルライ フ	兵庫県神戸 市中央区北 長狭通4- 9-23-101	令和8年2 月1日	介護予防支 援
2875104685	ケアプラン センター felicia	兵庫県神戸 市中央区北 長狭通4丁 目9 -23-101	合同会社ロ イヤルライ フ	兵庫県神戸 市中央区北 長狭通4- 9-23-101	令和8年2 月1日	居宅介護支 援
2875104693	朱史ケアセ ンター	兵庫県神戸 市中央区二 宮町3丁目 1-10	朱史株式会 社	兵庫県神戸 市東灘区本 山北町四丁 目9番6号	令和8年2 月1日	訪問介護
2875205607	介護クラ ーク神戸垂 水	兵庫県神戸 市西区白水 3丁目3番 8号 ベル フォーレ 202号室	株式会社シ ーユーシ ー・ホスピ ス	東京都港区 芝浦三丁目 1番1号	令和8年2 月1日	訪問介護

神戸市告示第551号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月17日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台	令和8年2月5日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台	令和8年2月19日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 7 台	令和8年2月25日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和8年2月12日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和8年2月12日	

神戸市告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年3月31日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新 旧 別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	天神川垂水 駅福田川線	神戸市垂水区日向1丁目165番6地先から 神戸市垂水区日向1丁目145番4地先まで	新	33.30	2.70
			旧	33.30	16.70

神戸市告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、及び廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道の路線

路線名	起 点	終 点
北西山65号線	神戸市北区有野町有野字箆谷南4145番地先	神戸市北区西山2丁目70番6地先
泉が丘4丁目2号線	神戸市垂水区泉が丘4丁目1439番44地先	神戸市垂水区泉が丘4丁目1439番32地先
日下部48号線	神戸市北区道場町日下部字楡ノ木683番1地先	神戸市北区道場町日下部字浦ノ川原722番16地先
竹の台92号線	神戸市西区竹の台5丁目19番47地先	神戸市西区竹の台5丁目19番30地先
竹の台93号線	神戸市西区竹の台5丁目19番23地先	神戸市西区竹の台5丁目19番21地先
魚崎瀬戸5号線	神戸市東灘区魚崎中町1丁目304番2地先	神戸市東灘区魚崎南町6丁目332番2地先
中大沢19号線	神戸市北区大沢町中大沢字袴腰3063番地先	神戸市北区大沢町中大沢字猪ノ谷2296番地先
中大沢20号線	神戸市北区大沢町中大沢字袴腰3064番地先	神戸市北区大沢町中大沢字峯山3056番地先
中大沢31号線	神戸市北区大沢町中大沢字権母ゲ口3004番地先	神戸市北区大沢町中大沢字権母ゲ口2992番地先
長尾上津26号線	神戸市北区長尾町上津字細ヲサ364番地先	神戸市北区長尾町上津字片山4947番地先
長尾上津28号線	神戸市北区長尾町上津字丁田5025番地先	神戸市北区長尾町上津字安井5131番地先
明神2号線	神戸市須磨区明神町2丁目8番21地先	神戸市須磨区明神町2丁目5番26地先

2 廃止する市道の路線

路線名	起 点	終 点
垂水里366号線	神戸市垂水区舞子坂4丁目15番4地先	神戸市垂水区舞子坂4丁目15番4地先
押部谷里213号線	神戸市西区押部谷町栄字ナラタ895番地先	神戸市西区押部谷町栄字ナラタ1265番地先

高津橋第5号線	神戸市西区玉津町高津橋字澤町170番地先	神戸市西区玉津町高津橋字澤町169番1地先
高津橋高町2号線	神戸市西区玉津町高津橋字澤町167番3地先	神戸市西区玉津町高津橋字澤町169番2地先
名谷58号線	神戸市垂水区名谷町字丸尾528番1地先	神戸市垂水区名谷町字丸尾528番1地先
名谷73号線	神戸市垂水区名谷町字丸尾528番1地先	神戸市垂水区名谷町字丸尾528番1地先
有野町合併第54号線	神戸市北区有野町有野字籠谷南4145番地先	神戸市北区有野町有野字籠谷南4153番12地先
北西山63号線	神戸市北区有野町有野字籠谷南4146番1地先	神戸市北区西山2丁目78番4地先
山田里108号線	神戸市北区谷上東町2番1地先	神戸市北区谷上東町2番24地先
山田里111号線	神戸市北区山田町下谷上字東向12番2地先	神戸市北区谷上東町2番1地先
山田里114号線	神戸市北区山田町下谷上字大東6番地先	神戸市北区山田町下谷上字大東28番2地先
山田里133号線	神戸市北区山田町下谷上字大東1番8地先	神戸市北区山田町下谷上字大東33番1地先
山田里139号線	神戸市北区山田町下谷上字大橋8番2地先	神戸市北区山田町下谷上字大橋8番1地先
山田里849号線	神戸市北区山田町下谷上字大橋8番1地先	神戸市北区山田町下谷上字大橋2番2地先
山田里850号線	神戸市北区山田町下谷上字大橋8番1地先	神戸市北区山田町下谷上字大橋8番5地先
山田里854号線	神戸市北区谷上東町2番1地先	神戸市北区谷上東町2番1地先
山田里855号線	神戸市北区谷上東町2番40地先	神戸市北区谷上東町2番41地先
道場里237号線	神戸市北区道場町日下部字浦ノ川原716番14地先	神戸市北区道場町日下部字浦ノ川原717番1地先
垂水里569号線	神戸市垂水区王居殿3丁目1062番7地先	神戸市垂水区乙木1丁目954番2地先
平野里288号線	神戸市西区平野町下村字屋敷167番1地先	神戸市西区平野町下村字屋敷167番1地先

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月5日

神戸市長 久元 喜造

- 1 建築協定の名称
ネンリントウン建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区井吹台東町6丁目27番地15 他

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該意見書を次のとおり縦覧に供します。

令和8年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ハローズ本多聞店

神戸市垂水区本多聞2丁目11番1

2 提出された意見書の数

1通

3 提出された意見書の概要

(1) 右折入出場による危険性について

右折入場が発生すると対向車線の直進車との危険性がある。また、渋滞の要因となる。

右折待ち車両を回避するため車線変更を行うと、近くにバス停もあり、公共交通への危険も発生する。

近隣店舗ではポールの設置や出口専用への運用変更等により、物理的な右折対策がなされた事例がある。

近隣の皆様が安全に通行できる、危険の少ない環境にさせていただくよう要望する。

4 縦覧期間

令和8年3月17日から令和8年4月17日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和8年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
NTT都市開発株式会社 取締役関西支店長 平田 聡
大阪市西区土佐堀1-4-14 アーバンエース肥後橋ビル4階
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社 東急設計コンサルタント 尾田 岳志
大阪市北区曾根崎2丁目16-26
06-7669-8001
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区東川崎町一丁目1-10・1-23
 - (2) 敷地面積 約 2,064平方メートル
 - (3) 建築面積 約 865平方メートル
 - (4) 延べ面積 約10,135平方メートル
 - (5) 高さ 約 59.9メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上19階
 - (8) 建物用途 共同住宅・店舗
- 4 市民等に対する説明会の開催日時及び場所
令和8年3月19日（木）19時30分から
神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター901号室
- 5 縦覧の期間
令和8年3月17日（火）から令和8年3月30日（月）まで

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の変更認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和8年3月17日

神戸市長 久元喜造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設下水道事業

神戸市公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月5日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区竜が岡3丁目7番1の内第2工区
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市住吉区长居東4丁目11番4号
日経ホーム株式会社
代表取締役 濱崎 武蔵
- 3 許可番号
令和6年6月20日 第8189号
(変更許可 令和7年9月12日 第2239号)

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和8年3月17日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

公告認定対象区域

神戸市東灘区北青木1丁目72番1

神戸市選告示第35号

令和7年10月26日執行の神戸市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を同法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 北 川 道 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

令和7年10月26日執行 神戸市長選挙

2 公職選挙法第194条に規定する選挙運動に関する支出金額の制限額

23,129,300円

3 報告書の要旨

次のとおり

報告書の要旨

候補者 氏名	岡崎 史典	所属党派	期 間 令和7年 10月9日から
出納責任 者氏名	井上 徹	無所属	令和7年 第1回分 11月6日まで

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円
市民にあたたかい神戸をつくる 会	政治団体	2,175,136	円
その他の寄附	1 件	3,000	
その他の収入		0	
今 回 計		2,178,136	
前 回 計		0	
総 計		2,178,136	

支 出

人件費	100,000	円
家屋費	154,190	
選挙事務所費	84,000	
集合会場費	70,190	
通信費	14,000	
交通費	2,480	
印刷費	1,314,700	
広告費	563,446	
文具費	14,000	
食糧費	0	
休泊費	0	
雑 費	15,320	
今 回 計	2,178,136	
前 回 計	0	
総 計	2,178,136	

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0
	ポスターの作成	0
	計	0

報告書受理年月日	令和7年11月10日	第 1 回報告分
----------	------------	----------

報告書の要旨

候補者 氏名	木島 洋嗣	所属党派	期 間 令和7年 10月12日から
出納責任 者氏名	木島 洋嗣	無所属	令和7年 第1回分 10月26日まで

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職 業) (寄附額)

円

その他の寄附	0
その他の収入	3,294,500
今 回 計	3,294,500
前 回 計	0
総 計	3,294,500

支 出

円

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	1,941,500
広告費	1,353,000
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑 費	0

今 回 計	3,294,500
前 回 計	0
総 計	3,294,500

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0
	ポスターの作成	0
	計	0

報告書受理年月日 令和7年10月28日 第 1 回報告分

報告書の要旨

候補者 氏名	五島 大亮	所属党派	期 間 令和7年 9月17日から
出納責任 者氏名	五島 琢人	無所属	令和7年 第1回分 11月10日まで

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円
神戸の元気を創る会	政治団体	3,203,020	円
兵庫県宅建政治連盟	政治団体	100,000	
近藤 博英	会社役員	500,000	
山田 信孝	会社役員	100,000	
三澤 泰務	会社役員	100,000	
岩切 良太郎	会社役員	100,000	
谷 寛	無職	50,000	
渡辺 光城	会社員	30,000	
森岡 光津子	会社役員	30,000	
その他の寄附	2件	20,000	
その他の収入		2,000,000	
今 回 計		6,233,020	
前 回 計		0	
総 計		6,233,020	

支 出

人件費	541,900	円
家屋費	275,000	
選挙事務所費	275,000	
集会会場費	0	
通信費	0	
交通費	83,232	
印刷費	2,044,816	
広告費	400,780	
文具費	64,477	
食糧費	85,743	
休泊費	0	
雑 費	603,193	
今 回 計	4,099,141	
前 回 計	0	
総 計	4,099,141	

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	532,000
	ポスターの作成	1,347,816
	計	1,879,816

報告書受理年月日	令和7年11月10日	第 1 回報告分
----------	------------	----------

報告書の要旨

候補者 氏名	五島 大亮	所属党派	期 間 令和7年 11月11日から
出納責任 者氏名	五島 琢人	無所属	令和7年 第2回分 12月10日まで

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職 業) (寄附額)

円

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	6,233,020
総 計	6,233,020

支 出

円

人件費	614,600
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	44,920
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑 費	0

今 回 計	659,520
前 回 計	4,099,141
総 計	4,758,661

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	532,000
	ポスターの作成	1,347,816
	計	1,879,816

報告書受理年月日 令和7年12月10日 第 2 回報告分

報告書の要旨

候補者 氏名	五島 大亮	所属党派	期 間 令和7年 12月11日から
出納責任 者氏名	五島 琢人	無所属	令和7年 第3回分 12月17日まで

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職 業) (寄附額)

円

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	6,233,020
総 計	6,233,020

支 出

円

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑 費	121,800

今 回 計	121,800
前 回 計	4,758,661
総 計	4,880,461

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	532,000
	ポスターの作成	1,347,816
	計	1,879,816

報告書受理年月日 令和7年12月17日 第 3 回報告分

報告書の要旨

候補者 氏名	久元 喜造	所属党派	期 間 令和7年 7月31日から
出納責任 者氏名	遠藤 卓男	無所属	令和7年 第1回分 10月31日まで

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円
新しいステージの神戸をつくる会	政治団体	6,203,066	円
神戸市医師連盟	政治団体	1,000,000	
兵庫県精神科病院政治連盟	政治団体	1,000,000	
神戸市歯科医師連盟	政治団体	300,000	
神戸市獣医師政治連盟	政治団体	200,000	
自由民主党兵庫県柔道整復師支部	政治団体	200,000	
千住啓介と共に熱くなる会	政治団体	100,000	
兵庫県宅建政治連盟	政治団体	100,000	
摺河 祐彦	団体役員	500,000	
井上 寛之	会社役員	100,000	
その他の寄附	1 件	10,000	
その他の収入		0	
今 回 計		9,713,066	
前 回 計		0	
総 計		9,713,066	

支 出

人件費	1,665,762
家屋費	4,930,830
選挙事務所費	4,930,830
集合会場費	0
通信費	77,496
交通費	622,426
印刷費	2,220,976
広告費	1,383,900
文具費	7,590
食糧費	240,854
休泊費	24,563
雑 費	5,169
今 回 計	11,179,566
前 回 計	0
総 計	11,179,566

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	532,000
	ポスターの作成	934,500
	計	1,466,500

報告書受理年月日	令和7年11月4日	第 1 回報告分
----------	-----------	----------

神戸市選告示第36号

令和7年10月26日執行の神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区及び北区選挙区）につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を同法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 北 川 道 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

令和7年10月26日執行 神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区及び北区選挙区）

2 公職選挙法第194条に規定する選挙運動に関する支出金額の制限額

神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区） 6,543,100円

神戸市議会議員補欠選挙（北区選挙区） 6,595,100円

3 報告書の要旨

次のとおり

報告書の要旨

候補者 氏名	清水 亮輔	所属党派	期 間 令和7年 7月25日から
出納責任 者氏名	清水 亮輔	自由民主党	令和7年 第1回分 10月29日まで

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円
清水 剛	パート	600,000	
清水 奈津子	無職	600,000	
その他の寄附	4件	40,000	
その他の収入		610,000	
今 回 計		1,850,000	
前 回 計		0	
総 計		1,850,000	

支 出

人件費	540,000	円
家屋費	430,500	
選挙事務所費	430,500	
集会会場費	0	
通信費	0	
交通費	27,590	
印刷費	1,126,180	
広告費	458,420	
文具費	291	
食糧費	103,876	
休泊費	0	
雑 費	22,245	
今 回 計	2,709,102	
前 回 計	0	
総 計	2,709,102	

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	66,880
	ポスターの作成	798,600
	計	865,480

報告書受理年月日	令和7年10月30日	第 1 回報告分
----------	------------	----------

報告書の要旨

候補者 氏名	中村 健	所属党派	期 間 令和7年 10月1日から
出納責任 者氏名	中村 健	無所属	令和7年 第1回分 11月10日まで

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職 業) (寄附額)

円

その他の寄附	0
その他の収入	3,000,000
今 回 計	3,000,000
前 回 計	0
総 計	3,000,000

支 出

円

人件費	287,500
家屋費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
交通費	53,652
印刷費	239,110
広告費	83,446
文具費	0
食糧費	0
休泊費	59,922
雑 費	0

今 回 計	723,630
前 回 計	0
総 計	723,630

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	67,040
	ポスターの作成	165,454
	計	232,494

報告書受理年月日	令和7年11月11日	第 1 回報告分
----------	------------	----------

報告書の要旨

候補者 氏名	平田 正	所属党派	期 間 令和7年 9月1日から
出納責任 者氏名	平田 正	日本維新の会	令和7年 第1回分 11月10日まで

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	
兵庫維新の会	政治団体	500,000	円

その他の寄附 0

その他の収入 2,700,000

今 回 計 3,200,000

前 回 計 0

総 計 3,200,000

支 出

人件費 0

家屋費 416,097

選挙事務所費 416,097

集合会場費 0

通信費 0

交通費 0

印刷費 1,039,040

広告費 205,298

文具費 4,528

食糧費 1,265

休泊費 0

雑 費 25,352

今 回 計 1,691,580

前 回 計 0

総 計 1,691,580

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	67,040
	ポスターの作成	972,000
	計	1,039,040

報告書受理年月日

令和7年11月10日

第 1 回報告分

報告書の要旨

候補者 氏名	平田 正	所属党派	期 間 令和7年 11月17日から
出納責任 者氏名	平田 正	日本維新の会	令和7年 第2回分 11月17日まで

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職 業) (寄附額)

円

その他の寄附	0
その他の収入	0
今 回 計	0
前 回 計	3,200,000
総 計	3,200,000

支 出

円

人件費	560,000
家屋費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
交通費	40,260
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑 費	0

今 回 計	600,260
前 回 計	1,691,580
総 計	2,291,840

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	67,040
	ポスターの作成	972,000
	計	1,039,040

報告書受理年月日

令和7年12月1日

第 2 回報告分

報告書の要旨

候補者 氏名	福嶋 健太	所属党派	期 間 令和7年 9月1日から
出納責任 者氏名	福嶋 美由紀	国民民主党	令和7年 第1回分 10月25日まで

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円
国民民主党	政治団体	1,000,000	
国民民主党兵庫県連総支部 連合会	政治団体	100,000	
その他の寄附		0	
その他の収入		130,000	
今 回 計		1,230,000	
前 回 計		0	
総 計		1,230,000	

支 出

人件費	420,000	円
家屋費	36,087	
選挙事務所費	36,087	
集会会場費	0	
通信費	0	
交通費	88,380	
印刷費	969,840	
広告費	460,680	
文具費	8,219	
食糧費	178,582	
休泊費	0	
雑 費	5,768	
今 回 計	2,167,556	
前 回 計	0	
総 計	2,167,556	

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	67,040
	ポスターの作成	902,800
	計	969,840

報告書受理年月日	令和7年10月31日	第 1 回報告分
----------	------------	----------

報告書の要旨

候補者 氏名	植中 美貴子	所属党派	期 間 令和7年 10月17日から
出納責任 者氏名	藤本 真由美	自由民主党	令和7年 第1回分 10月30日まで

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円
小笠原 紀美子	無職	50,000	
中元 礼子	無職	50,000	
若松 和樹	印刷業	30,000	
植中 昭朋	会社員	30,000	
和田 容子	無職	30,000	
白坂 博太郎	農業	30,000	
中阪 勝	農業	30,000	
河西 實	自営業	30,000	
畑田 典子	無職	30,000	
本間 恵美	無職	30,000	
その他の寄附		20,000	
その他の収入		716,518	
今 回 計		1,076,518	
前 回 計		0	
総 計		1,076,518	

支 出

人件費	364,000	円
家屋費	50,000	
選挙事務所費	50,000	
集会会場費	0	
通信費	0	
交通費	0	
印刷費	1,145,700	
広告費	482,386	
文具費	0	
食糧費	39,332	
休泊費	0	
雑 費	0	
今 回 計	2,081,418	
前 回 計	0	
総 計	2,081,418	

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	67,040
	ポスターの作成	937,860
	計	1,004,900

報告書受理年月日	令和7年11月4日	第 1 回報告分
----------	-----------	----------

報告書の要旨

候補者 氏名	酒谷 敏郎	所属党派	期 間 令和7年 10月5日から
出納責任 者氏名	酒谷 敏郎	無所属	令和7年 第1回分 10月18日まで

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職 業) (寄附額)

円

その他の寄附	0
その他の収入	300,000
今 回 計	300,000
前 回 計	0
総 計	300,000

支 出

円

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	732,000
広告費	31,570
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑 費	4,417

今 回 計	767,987
前 回 計	0
総 計	767,987

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	63,200
	ポスターの作成	668,800
	計	732,000

報告書受理年月日

令和7年11月7日

第 1 回報告分

報告書の要旨

候補者 氏名	人見 誠	所属党派	期 間 令和7年 10月1日から
出納責任 者氏名	人見 美和子	国民民主党	令和7年 第1回分 10月27日まで

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円
国民民主党	政治団体	1,000,000	
国民民主党兵庫県連総支部 連合会	政治団体	100,000	
その他の寄附		0	
その他の収入		700,000	
今 回 計		1,800,000	
前 回 計		0	
総 計		1,800,000	

支 出

人件費	720,000	円
家屋費	42,584	
選挙事務所費	42,584	
集会会場費	0	
通信費	0	
交通費	175,534	
印刷費	1,176,232	
広告費	439,120	
文具費	2,126	
食糧費	320,682	
休泊費	0	
雑 費	21,923	
今 回 計	2,898,201	
前 回 計	0	
総 計	2,898,201	

	項 目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	67,040
	ポスターの作成	1,109,192
	計	1,176,232

報告書受理年月日	令和7年10月28日	第 1 回報告分
----------	------------	----------

昇任の選考に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

神戸市人事委員会
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第7号

昇任の選考に関する規則等の一部を改正する規則

(昇任の選考に関する規則)

第1条 昇任の選考に関する規則(昭和35年4月1日人委規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前								
別表第1 係長昇任選考基準表 (その1)					別表第1 係長昇任選考基準表 (その1)								
番号	適用する職	選考区分	左欄の職へ昇任するために必要な資格要件		在職年数 (実歴)	[略]	番号	適用する職	選考区分	左欄の職へ昇任するために必要な資格要件		在職年数 (実歴)	[略]
			行政職2級、医療職 (1)1級及び医療職 (2)2級以上の職における在職年数	学歴区分(大区 分)						学歴取得後の 年数	行政職2級、医療職 (1)1級及び医療職 (2)2級以上の職における在職年数		
1	係長又はこれに準ずる職	—	大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	年 7 8 9	2年		1	係長又はこれに準ずる職	—	年 7 8 9	3年		
2	免許又は資格を有する者をもって補充する職で、付表に指定するもの	指定する職ごとに設ける区分	同上	同上	2年 (ただし、つこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数とする。)	[略]	2	免許又は資格を有する者をもって補充する職で、付表に指定するもの	指定する職ごとに設ける区分	同上	同上	3年 (ただし、つこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数とする。)	[略]
3	専門的知識・経験等を必要とする職で、付表に指定するもの	同上	同上	同上	同上		3	専門的知識・経験等を必要とする職で、付表に指定するもの	同上	同上	同上		
(その2) [略] 備考 1~5 [略]					(その2) [略] 備考 1~5 [略]								
6 民間企業等職務経験者又は社会人を対象として実施する競争試験又は選考により採用された職員(以下、この項において「経験者等採用の職員」という。)の上表(その1)番号1又は番号2の職のうち、保健師をもって補充する係長又はこれに準ずる職へ昇任するために必要な資格要件においては、同表中「行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の職における在職年数」とあり、第3項中「行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の級における在職年数」とあるのを、「昇格起算日(昇格規則別表職務の級昇格基準表(以下「職					6 民間企業等職務経験者又は社会人を対象として実施する競争試験又は選考により採用された職員(以下、この項において「経験者等採用の職員」という。)の上表(その1)番号1又は番号2の職のうち、保健師をもって補充する係長又はこれに準ずる職へ昇任するために必要な資格要件においては、同表中「行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の職における在職年数」とあり、第3項中「行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の級における在職年数」とあるのを、「昇格起算日(昇格規則別表職務の級昇格基準表(以下「職								

<p>務の級昇格基準表」という。)備考第15項に規定するものをいう。)以後の在職年数」と読み替える。なお、経験者等採用の職員のうち5年を超える前歴を有する者の同表中の在職年数の計算を行う場合は、その前歴(5年を超える年数に限る。)をつこうとする職と同種の区分に属する業務のものについては4分の3、同種の区分に属しない業務のものについては2分の1に換算し通算するものとする。このとき在職年数(実歴)が2年未満の者及び年齢満35歳未満(第3項中第2号から第4号までに掲げる学歴区分(小区分)に属する職員にあっては満33歳未満)の者は、上表及びこの項の規定にかかわらず係長昇任選考の資格要件を満たさないものとする。</p>	<p>務の級昇格基準表」という。)備考第15項に規定するものをいう。)以後の在職年数」と読み替える。なお、経験者等採用の職員のうち5年を超える前歴を有する者の同表中の在職年数の計算を行う場合は、その前歴(5年を超える年数に限る。)をつこうとする職と同種の区分に属する業務のものについては4分の3、同種の区分に属しない業務のものについては2分の1に換算し通算するものとする。このとき在職年数(実歴)が3年未満の者及び年齢満35歳未満(第3項中第2号から第4号までに掲げる学歴区分(小区分)に属する職員にあっては満33歳未満)の者は、上表及びこの項の規定にかかわらず係長昇任選考の資格要件を満たさないものとする。</p>
--	--

(昇格に関する規則)

第2条 昇格に関する規則(平成28年4月1日人委規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表 職務の級昇格基準表(第3条第2号関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">[略]</div> <p>備考 1～14 [略]</p>	<p>別表 職務の級昇格基準表(第3条第2号関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">[略]</div> <p>備考 1～14 [略]</p>

15 上表(その1)番号1、番号2、番号4の保育士、番号6及び(その2)番号3の保健師の職のうち、民間企業等職務経験者又は社会人を対象として実施する採用試験又は選考により新たに職員となった者の2級及び3級の職務の級へ昇格するために必要な資格要件中業務の経験年数及び必要在職年数並びに昇格起算日(3級以上の職へ昇格するために必要な資格要件中業務の経験年数を算定する際の基準日をいい、勤務成績が良好であり下表中昇格起算日の項に規定する年数経過後の直近の4月1日又は10月1日をもってあてる。)は下表のとおりとする。なお、下表中業務の経験年数及び昇格起算日以後の業務の経験年数の算定にあたっては、前歴をつこうとする職と同種の区分に属する業務のものについては4分の3、同種の区分に属しない業務のものについては2分の1に換算し通算するものとする。ただし、昇格起算日以後の業務の経験年数を算定する場合は、学歴区分が大学卒である者及び下表番号1のうち、第2項に掲げる職の者を除き、前歴を換算した年数が下表中昇格起算日の項における業務の経験年数を超える年数に限るものとする。

番号	適用する職	学歴区分	2級		昇格起算日		3級	
			業務の経験年数		業務の経験年数		昇格起算日以後の業務の経験年数	
				1級の職における必要年数		必要在職年数		昇格起算日以後の必要在職年数
1	競争試験 (これに準ずるものを含む。)により採用する職	大学卒	—	—	[略]		年5	年2
		短大卒					6	
		高校卒					7	
		中学卒					8	
2	獣医師	大学卒	—	—	[略]		3	
		短大卒					6	
3	保育士	大学卒	—	—	[略]		5	2
		短大卒					6	
		高校卒					7	
		中学卒					8	
4	保健師	大学卒	—	—	[略]		6	2
		短大卒						

15 上表(その1)番号1、番号2、番号4の保育士、番号6及び(その2)番号3の保健師の職のうち、民間企業等職務経験者又は社会人を対象として実施する採用試験又は選考により新たに職員となった者の2級及び3級の職務の級へ昇格するために必要な資格要件中業務の経験年数及び必要在職年数並びに昇格起算日(3級以上の職へ昇格するために必要な資格要件中業務の経験年数を算定する際の基準日をいい、勤務成績が良好であり下表中昇格起算日の項に規定する年数経過後の直近の4月1日又は10月1日をもってあてる。)は下表のとおりとする。なお、下表中業務の経験年数及び昇格起算日以後の業務の経験年数の算定にあたっては、前歴をつこうとする職と同種の区分に属する業務のものについては4分の3、同種の区分に属しない業務のものについては2分の1に換算し通算するものとする。ただし、昇格起算日以後の業務の経験年数を算定する場合は、学歴区分が大学卒である者及び下表番号1のうち、第2項に掲げる職の者を除き、前歴を換算した年数が下表中昇格起算日の項における業務の経験年数を超える年数に限るものとする。

番号	適用する職	学歴区分	2級		昇格起算日		3級	
			業務の経験年数		業務の経験年数		昇格起算日以後の業務の経験年数	
				1級の職における必要年数		必要在職年数		昇格起算日以後の必要在職年数
1	競争試験 (これに準ずるものを含む。)により採用する職	大学卒	—	—	[略]		年5	年3
		短大卒					6	
		高校卒					7	
		中学卒					8	
2	獣医師	大学卒	—	—	[略]		3	
		短大卒					6	
3	保育士	大学卒	—	—	[略]		5	3
		短大卒					6	
		高校卒					7	
		中学卒					8	
4	保健師	大学卒	—	—	[略]		6	3
		短大卒						

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

神戸市人事委員会
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第8号

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則（昭和60年4月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																				
<p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(特定管理監督職群)</p> <p>第4条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に定める職とする。</p> <p>(1) 福祉・健康分野の専門的知識・経験等を有する職員の特定管理監督職群 別表1に掲げる職</p> <p>(2) 保育士の特定管理監督職群 別表2に掲げる職</p> <p>(3) 校長及び教員の特定管理監督職群 別表3に掲げる職</p> <p>(4) 運輸現業職員の特定管理監督職群 別表4に掲げる職</p> <p>(5) <u>公衆衛生分野の特定管理監督職群 別表5に掲げる職</u></p> <p>(定年前再任用の選考に関する情報)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(報告)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <tr> <td>福祉局</td> <td>局長、副局長、部長、監査指導部長、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、<u>国保年金医療課課長</u>、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、監査指導部課長</td> </tr> <tr> <td>健康局</td> <td>副局長、保健所保健課課長、精神保健福祉センター所長</td> </tr> <tr> <td>こども家庭局</td> <td>局長、副局長、部長、こども家庭センター所長、家庭支援課長、家庭支援課課長、子育て支援課長、総合療育センター所長、東部療育センター所長、西部療育センター所長、こども家庭センター副所長、こども家庭センター課長</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>区長、保健福祉部長、保健福祉課長、保健福祉課課長、生活支援課長、生活支援課課長</td> </tr> </table> <p>別表2～別表4 [略]</p> <p>別表5</p> <table border="1"> <tr> <td>健康局</td> <td>副局長、部長、食品衛生課長、環境衛生課長、環境衛生課課長、保健所保健課課長、保健所医務薬務課長、保健所東部衛生監視事務所長、保健所東部衛生監視事務所課長、保健所西部衛生監視事務所長、保健所西部衛生監視事務所課長、保健所食品衛生検査所長、保健所食肉衛生検査所長、健康科学研究所長、健康科学研究所第1衛生研究部長、健康科学研究所第2衛生研究部長、健康科学研究所課長</td> </tr> <tr> <td>環境局</td> <td>副局長、脱炭素推進課長、施設課課長、環境保全課長、環境保全課課長、事業系廃棄物対策課課長</td> </tr> </table>	福祉局	局長、副局長、部長、監査指導部長、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、 <u>国保年金医療課課長</u> 、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、監査指導部課長	健康局	副局長、保健所保健課課長、精神保健福祉センター所長	こども家庭局	局長、副局長、部長、こども家庭センター所長、家庭支援課長、家庭支援課課長、子育て支援課長、総合療育センター所長、東部療育センター所長、西部療育センター所長、こども家庭センター副所長、こども家庭センター課長	区役所	区長、保健福祉部長、保健福祉課長、保健福祉課課長、生活支援課長、生活支援課課長	健康局	副局長、部長、食品衛生課長、環境衛生課長、環境衛生課課長、保健所保健課課長、保健所医務薬務課長、保健所東部衛生監視事務所長、保健所東部衛生監視事務所課長、保健所西部衛生監視事務所長、保健所西部衛生監視事務所課長、保健所食品衛生検査所長、保健所食肉衛生検査所長、健康科学研究所長、健康科学研究所第1衛生研究部長、健康科学研究所第2衛生研究部長、健康科学研究所課長	環境局	副局長、脱炭素推進課長、施設課課長、環境保全課長、環境保全課課長、事業系廃棄物対策課課長	<p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(特定管理監督職群)</p> <p>第4条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に定める職とする。</p> <p>(1) 福祉分野の専門的知識・経験等を有する職員の特定管理監督職群 別表1に掲げる職</p> <p>(2) 保育士の特定管理監督職群 別表2に掲げる職</p> <p>(3) 校長及び教員の特定管理監督職群 別表3に掲げる職</p> <p>(4) 運輸現業職員の特定管理監督職群 別表4に掲げる職</p> <p>(定年前再任用の選考に関する情報)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(報告)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <tr> <td>福祉局</td> <td>局長、副局長、部長、監査指導部長、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、監査指導部課長</td> </tr> <tr> <td>健康局</td> <td>精神保健福祉センター所長</td> </tr> <tr> <td>こども家庭局</td> <td>局長、副局長、部長、こども家庭センター所長、家庭支援課長、家庭支援課課長、子育て支援課長、総合療育センター所長、東部療育センター所長、西部療育センター所長、こども家庭センター副所長、こども家庭センター課長</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>区長、保健福祉部長、保健福祉課長、保健福祉課課長、生活支援課長、生活支援課課長</td> </tr> </table> <p>別表2～別表4 [略]</p>	福祉局	局長、副局長、部長、監査指導部長、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、監査指導部課長	健康局	精神保健福祉センター所長	こども家庭局	局長、副局長、部長、こども家庭センター所長、家庭支援課長、家庭支援課課長、子育て支援課長、総合療育センター所長、東部療育センター所長、西部療育センター所長、こども家庭センター副所長、こども家庭センター課長	区役所	区長、保健福祉部長、保健福祉課長、保健福祉課課長、生活支援課長、生活支援課課長
福祉局	局長、副局長、部長、監査指導部長、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、 <u>国保年金医療課課長</u> 、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、監査指導部課長																				
健康局	副局長、保健所保健課課長、精神保健福祉センター所長																				
こども家庭局	局長、副局長、部長、こども家庭センター所長、家庭支援課長、家庭支援課課長、子育て支援課長、総合療育センター所長、東部療育センター所長、西部療育センター所長、こども家庭センター副所長、こども家庭センター課長																				
区役所	区長、保健福祉部長、保健福祉課長、保健福祉課課長、生活支援課長、生活支援課課長																				
健康局	副局長、部長、食品衛生課長、環境衛生課長、環境衛生課課長、保健所保健課課長、保健所医務薬務課長、保健所東部衛生監視事務所長、保健所東部衛生監視事務所課長、保健所西部衛生監視事務所長、保健所西部衛生監視事務所課長、保健所食品衛生検査所長、保健所食肉衛生検査所長、健康科学研究所長、健康科学研究所第1衛生研究部長、健康科学研究所第2衛生研究部長、健康科学研究所課長																				
環境局	副局長、脱炭素推進課長、施設課課長、環境保全課長、環境保全課課長、事業系廃棄物対策課課長																				
福祉局	局長、副局長、部長、監査指導部長、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、監査指導部課長																				
健康局	精神保健福祉センター所長																				
こども家庭局	局長、副局長、部長、こども家庭センター所長、家庭支援課長、家庭支援課課長、子育て支援課長、総合療育センター所長、東部療育センター所長、西部療育センター所長、こども家庭センター副所長、こども家庭センター課長																				
区役所	区長、保健福祉部長、保健福祉課長、保健福祉課課長、生活支援課長、生活支援課課長																				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。